

## 技術提案書等作成要領

### 1 提出書類

生活保護等診療報酬明細書点検等と診療報酬明細書を活用した健康管理支援業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

(1) 技術提案書（紙媒体） 正本1部、副本6部

### 2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	事業者概要	平成30年4月1日以降の地方公共団体におけるレセプト点検等に係る業務及び健康管理支援に係る業務に関する同種・類似業務（これら2つの業務について、それぞれ別の契約であっても差しつかえない。）の履行実績（令和5年度における履行未完了分も含む。）について記載すること。
		生活保護制度や保健事業を取り巻く情勢に関する認識について記載すること。
		業務責任者を筆頭とした組織体制・事業全体のサポート体制について記載すること。
		健康管理支援に係る業務を遂行する上での対象者への受診勧奨や支援において、保健師、看護師（准看護師を含む）、管理栄養士（栄養士を含む）いずれかの資格を有し、生活習慣病予防及び重症化予防、介護予防等の健康管理に関する専門的知識を持つ者の配置について記載すること。
2	業務内容 （レセプト点検等に係る業務）	レセプト点検システムに実装されている機能や、レセプト点検システムを用いた効果的な点検手法について具体的に記載すること。
		再審査請求の効果的な手法について、具体的に記載すること。
		レセプト電子データを活用した各種分析帳票の対象者抽出方法について、具体的に記載すること。
		生活保護等適正化のための各種報告（リスト等）について、どのような手法・分析に基づいて作成するのか記載し、提出可能な各種報告の帳票について具体的に例示すること。
		レセプト点検レベルの向上策及び平準化について、どのような手法により実施するのか具体的に記載すること。
業務内容 （健康管理支援に係る業務）	健康管理支援に係る業務の支援対象者の課題分析が適切になされるような仕組みや活用しやすいデータベースの構築について、活用例を例示し、具体的に記載すること。	

		<p>郵送での受診勧奨時に使用する勧奨物を例示し、電話での受診勧奨や保健指導の取組方策や手順について、有するノウハウ等を活かし、どのような手法により支援を実施するのか具体的に記載すること。</p> <p>次年度事業の実施を見据えて、業務の実施内容の分析と報告をどのように実施できるのか記載すること。</p> <p>業務従事者の育成について、どのような手法により教育・研修を実施するのか具体的に記載すること。</p>
3	個人情報保護	個人情報の漏洩防止等に向けた個人情報の保護体制について記載すること。また、プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を受けている旨についても記載すること。
4	自由提案	仕様書に記載の業務以外に、実施可能な取組があれば、自由提案として具体的に記載すること。

### 3 作成方法

(1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

(2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

#### 【留意事項】

(1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。

(2) 日本語、日本円で表記すること。

(3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。

(4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し70ページ程度に収めること。

(5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。

(6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。

(7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。

(8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。

(9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

#### 4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。